

学長選考・監察会議の記録に関する 透明性確保の要望について

— 千葉大学の対応を参照して —

令和7年12月5日

学長選考を考える会

1. 問題の所在

令和7年9月25日 第106回学長選考・監察会議

学内意向投票の結果と異なる候補者が学長候補者に選定

1位候補：882票

>

2位候補：420票

(2倍超の差)

制度上の位置づけ

- ・国立大学法人法第12条：学長選考は「学長選考・監察会議」が行う
- ・意向投票には法的拘束力なし → しかし説明責任から免れることは別問題

核心的問題

公開された「議事概要」「議長説明文」では：

→ 投票結果の具体的数字なし、発言内容は要約・整理のみ

どのような議論を経て結論に至ったか、追跡することが著しく困難

2. 法的枠組み：公文書管理法の観点から

公文書管理法 第1条（目的）

公文書等は

「健全な民主主義の根幹を支える
国民共有の知的資源」

現在及び将来の国民に
説明する責務を全うする

公文書管理法 第4条（文書の作成）

意思決定の過程を

「合理的に跡付け、又は
検証することができる」

よう記録を作成することを求める

学長選考・監察会議の性格（内閣府基準に照らして）

- ① 意思決定を行う会議体：学長候補者の選定という最終的な意思決定権限を持つ
- ② 大学運営上最重要の意思決定：学長は大学の最高責任者
- ③ 国立大学法人法に基づく法定機関：法律に根拠を持つ正式な機関

大学に置き換えれば

教職員・学生が主体的に利用し、検証できる記録が必要

3. 公開された文書の問題点

議事概要の問題点

(1) 投票結果の秘匿

3回の投票について

具体的数字が一切なし

- ・僅差（5対4）か圧倒的多数（8対1）か不明
- ・白票の数も不明

(2) 発言内容の大幅な要約

5時間28分の審議が

わずか14件の箇条書きに圧縮

- ・時系列が示されていない
- ・議論の経緯を跡付けることが困難

(3) 分量の不自然さ

5時間28分 → A4で2ページ強

（千葉大学：1時間→4ページ）

本来9～15ページになるはず

議長説明文の問題点

後付けの説明は代替にならない

批判を受けて2か月後に公開

会議時点で作成された記録でなければ

「跡付け・検証可能性」は担保されない

「詳細に記載」の自己評価

千葉大学の議事録と比較すれば

この自己評価は妥当ではない

検証不能な主張

「熟慮を重ね、5時間を
超える議を尽くし」

→ 検証できる記録がない

議長説明文の自己評価

「審議の透明性の確保、審議内容の積極的な説明を行ってきました」→ 重大な疑問あり

4. 千葉大学との比較

項目	千葉大学	新潟大学
会議時間	約1時間	約5時間28分
議事記録の分量	A4で4ページ	A4で2ページ強
投票結果の数字	完全公開（8票・6票・0票・白票0）	秘匿
発言内容の記録	個々の発言を時系列で記録	「主な意見」14件に圧縮
議論の流れ	時系列で追跡可能	話題ごとに再構成
事後説明文	不要（議事録で完結）	2か月後に追加公開

両大学とも発言者を匿名化 → 匿名化と詳細な記録は両立可能
千葉大学の対応は「跡付け・検証可能性」確保の具体的水準を示している

新潟大学の議長説明文が「詳細に記載」と自己評価していることは
この比較に照らして妥当性を欠く

5. 「跡付け・検証」が困難な事項

現在公開されている議事概要・議長説明文からは、以下を検証できない

各回の投票結果

各候補者が何票を得たか（僅差か圧倒的多数か）
白票がどの程度あったか

意見の変化過程

議論の過程で委員の意見が
どのように変化したか

決定の論理展開

学内意向投票の結果（882票対420票）を
覆すに至った具体的な論理展開

「主な意見」以外の発言

「主な意見」として整理されなかった
発言の内容

議長説明文の主張の実態

「熟慮を重ね、5時間を超える議を尽くし」→ この実態を検証する記録が存在しない

公文書管理法第4条が求める

「合理的に跡付け、又は検証することができる」

状態にない

6. 結論と要望

公文書管理法の趣旨

公文書は「健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源」
「現在及び将来の国民に説明する責務」を果たすことが目的

現状の問題

千葉大学の議事録と比較すれば、新潟大学の文書は「跡付け・検証可能性」において著しく劣る

要望事項

要望①

3回の投票における
各候補者の得票数・白票数の公開

要望②

個々の発言内容の
時系列での記録の公開

(発言者の匿名化は許容)

学長選考は、大学運営上最も重要な意思決定である
千葉大学と同等の透明性確保を強く求める